

- 下水道が供用開始される地区 -



上須恵地区



大島原地区



須恵地区



須恵地区



甲植木地区



甲植木地区



旭ヶ丘・恵西地区



昭穂地区

7行政区で公共下水道が 供用開始されます

公共下水道事業地区について、上須恵、大島原、須恵、甲植木、旭ヶ丘、恵西、昭穂の各区の一部で新たに供用が開始され、3月31日から排水設備確認申請を受け付けます。

事業推進にみなさんの ご協力をお願いします

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民のみなさんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。

町では、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金などみなさんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を準備しています。

この事業は、町民のみなさんに利用していただいております。事業効果が発揮できます。

明るく住みよい町づくりに、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下水道事業の役割

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道です。

この下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

供用開始に伴う負担金は？

下水道の供用開始地区のみなさんに、実際に負担いただく費用は次のとおりです。

▼受益者負担金 土地の面積〇〇m²×500円（土地の面積に応じて負担していただきます）

▼排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共への接続工事など。

▼下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。

▼問合せ先
役場上下水道課

☎932・1151

負担金は、
1平方メートル当り

500円

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので、1回限りのものです。全額納付されれば、以後負担金を徴収することはありません。

あなたの負担金の総額は？

負担金の計算方法は次のようになります。

土地の面積〇〇〇m²×500円=？

【算出例】 もしあなたが200m²（約60坪）の土地を所有しているとすれば

負担総額は
200 × 500円 = 10万円
となります。

排水設備工事例

